

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険の資格・給付に係る事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・国民健康保険の資格・給付に係る事務ではシステムの保守について外部委託業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。
- ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。
- ・本評価の記載項目のうち、次期国保総合システムおよび国保情報集約システムに関する項目は、平成30年度に導入される当該システムの追加に伴う記載であり、平成30年4月1日以降の予定内容及びそれまでに行われる導入に伴うテストの内容を記載している。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険の資格・給付に係る事務
②事務の概要	国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 国民健康保険法による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には以下の事務となる。 ・被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 ・世帯主等変更の届出の受理、確認 ・被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認 ② 国民健康保険法による標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務（前号に掲げるものを除く。） ③ 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 具体的には以下の事務となる。 ・療養費の支給に関する事務 ・高額療養費の支給に関する事務 ・高額介護合算の支給に関する事務 ・出産育児一時金の給付に関する事務 ・葬祭費の支給に関する事務 ④ 都道府県単位での資格継続業務に関する事務 ⑤ 都道府県単位での高額該当回数の引継に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法第19条8号に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認に係る業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	(1)国民健康保険資格システム (2)国民健康保険給付システム (3)中間サーバー (4)団体内統合宛名システム (5)島根県国民健康保険団体連合会 総合システム (6)国保情報集約システム (7)次期国保総合システム (8)医療保険者向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

(1)資格情報ファイル (2)レセプト情報ファイル (3)高額療養費支給情報ファイル (4)療養費支給情報ファイル (5)出産育児一時金支給情報ファイル (6)葬祭費支給情報ファイル (7)食事差額療養費支給情報ファイル (10)口座情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表 項番44 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ○国民健康保険法第45条第5項等及び同法第113条の3 <オンライン資格確認に係る業務> ○番号法第9条第1項 別表 項番44 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ○国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ○番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 項番69, 70, 71 <情報提供の根拠> ○番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 項番2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173 <オンライン資格確認に係る業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境福祉部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大田市市民環境福祉部 市民課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8154
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録等の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合には複数人での確認等を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスについては担当部署に所属する職員のみ限定しており、不必要な情報を付与しないことで目的外使用対策を行っている。さらに、パスワードと生体認証によってシステムへのログインを限定し、適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月16日	表紙 特記事項	・国民健康保険の資格・給付に係る事務ではシステムの保守について外部委託業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。 ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。	・国民健康保険の資格・給付に係る事務ではシステムの保守について外部委託業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。 ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。 ・本評価の記載項目のうち、次期国保総合システムおよび国保情報集約システムに関する項目は、平成30年度に導入される当該システムの追加に伴う記載であり、平成30年4月1日以降の予定内容及びそれまでに行われる導入に伴うテストの内容を記載している。	事後	平成30年度制度改正に伴い、都道府県単位で個人番号を含む被保険者の資格・給付情報の連携を行うことによる追記
平成29年8月16日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による被保険者に係る申請等(申請、届出 又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には以下の事務となる。 ・被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 ・世帯主等変更の届出の受理、確認 ・被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認 ② 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定 定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務(前号に掲げるものを除く。) ③ 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 具体的には以下の事務となる。 ・療養費の支給に関する事務 ・高額療養費の支給に関する事務 ・高額介護合算の支給に関する事務 ・出産育児一時金の給付に関する事務	国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には以下の事務となる。 ・被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 ・世帯主等変更の届出の受理、確認 ・被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認 ② 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務(前号に掲げるものを除く。) ③ 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 具体的には以下の事務となる。 ・療養費の支給に関する事務 ・高額療養費の支給に関する事務 ・高額介護合算の支給に関する事務 ・出産育児一時金の給付に関する事務 ・葬祭費の支給に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間	事後	平成30年度制度改正に伴い、都道府県単位で個人番号を含む被保険者の資格・給付情報の連携を行うことによる追記
平成29年8月16日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	課長 清水 隆	課長 川村直孝	事後	変更
令和1年5月14日	Iー5.ー②所属長の役職名	市民課長 川村 直孝	市民課長	事後	様式変更のため
令和1年5月14日	VIリスク対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	様式変更のため
令和2年3月6日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には以下の事務となる。 ・被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 ・世帯主等変更の届出の受理、確認 ・被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認 ② 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務(前号に掲げるものを除く。) ③ 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 具体的には以下の事務となる。 ・療養費の支給に関する事務 ・高額療養費の支給に関する事務 ・高額介護合算の支給に関する事務 ・出産育児一時金の給付に関する事務 ・葬祭費の支給に関する事務 ④都道府県単位での資格継続業務に関する事務 ⑤都道府県単位での高額該当回数の引継に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号	国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には以下の事務となる。 ・被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認 ・世帯主等変更の届出の受理、確認 ・被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認 ② 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務(前号に掲げるものを除く。) ③ 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 具体的には以下の事務となる。 ・療養費の支給に関する事務 ・高額療養費の支給に関する事務 ・高額介護合算の支給に関する事務 ・出産育児一時金の給付に関する事務 ・葬祭費の支給に関する事務 ④都道府県単位での資格継続業務に関する事務 ⑤都道府県単位での高額該当回数の引継に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間	事後	オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことによる追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日			「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提	事後	オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことによる追記
令和2年3月6日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第30項 ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3	・番号法第9条第1項、別表第一の第30項 ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことによる追記
令和2年3月6日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の42,43の項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106の項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の42,43の項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことによる追記
令和2年9月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成29年8月8日時点	令和2年9月1日時点	事後	PIA再実施
令和2年9月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成29年8月8日時点	令和2年9月1日時点	事後	PIA再実施
令和3年7月19日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の42,43の項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号利用法第19条8号、別表第二の42,43の項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号利用法第19条8号、別表第二の1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	令和3年度番号利用法改正に伴う引用条文の修正
令和7年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(2) 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務(前号に掲げるものを除く。) (中略) なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う	② 国民健康保険法による標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務(前号に掲げるものを除く。) (中略) なお、これらの事務に関して、番号法第19条8号に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	(1)国民健康保険資格システム (2)国民健康保険給付システム (3)中間サーバー (4)団体内統合宛名システム (5)島根県国民健康保険団体連合会 総合システム (6)国保情報集約システム (7)次期国保総合システム	(1)国民健康保険資格システム (2)国民健康保険給付システム (3)中間サーバー (4)団体内統合宛名システム (5)島根県国民健康保険団体連合会 総合システム (6)国保情報集約システム (7)次期国保総合システム (8)医療保険者向け中間サーバー等	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号利用法第9条第1項、別表第一の第30項 ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	○番号法第9条第1項 別表 項番44 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ○国民健康保険法第45条第5項等及び同法第113条の3 <オンライン資格確認に係る業務> ○番号法第9条第1項 別表 項番44 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ○国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(別表第二における情報照会の根拠) 番号利用法第19条8号、別表第二の42,43の項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号利用法第19条8号、別表第二の1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<情報照会の根拠> ○番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 項番69, 70, 71 <情報提供の根拠> ○番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 項番2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173 <オンライン資格確認に係る業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年12月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和2年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	
令和8年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	環境生活部 市民課	市民環境福祉部 市民課	事後	機構改革
令和8年7月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大田市環境生活部 市民課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel0854-83-8154	大田市市民環境福祉部 市民課 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel0854-83-8154	事後	機構改革
令和8年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和7年9月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	